

大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 府は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、予算の定めるところにより、市町村、学校法人及び社会福祉法人（以下、「学校法人等」という）に対し、大阪府認定こども園施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）、認定こども園施設整備交付金交付要綱及び同実施要領（平成27年5月21日27文科初第323号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業の内容等)

- 第2条 この補助金の補助事業の内容、補助対象経費、及び補助金の額等については、別記に定めるところとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(補助金の交付の申請)

- 第3条 規則第4条第1項の申請にあたっては、補助金交付申請書（様式第1号）を毎年教育長が指定する日までに提出しなければならない。
- 2 別記（第2条関係）1②に記載の幼稚園耐震化整備に係る申請をする者は、前項の申請書に添えて、要件確認申立書（様式第2号）及び暴力団等審査情報（様式第3号）を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

- 第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付の申請をした者に対し通知する。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 別記（第2条関係）2①に記載の補助事業者は、補助金交付対象としている学校法人等が下記各号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、間接補助事業者該当事項届出書（様式第6号）により、速やかに教育長に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」

をいう。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)

ウ 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(2) 別記（第2条関係）2①に記載の補助事業者は、補助金交付対象としている学校法人等が前号に掲げるアからオまでのいずれかに該当している旨の通報があった場合には、学校法人等に対し、暴力団等審査情報（様式第3号）の提出を求め、速やかに教育長に届出を行い、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書（様式第7号）を補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、教育長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、教育長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の全額又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、額の確定後教育長が指定する日までに、補助金交付精算払請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日以後教育長が指定する日までに、補助金交付概算払請求書（様式第9号）を提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 教育長は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前条第1項の額の確定において当該仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第 10 号）を教育長に提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成 28 年 11 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（施行期日等）

この要綱は、平成 29 年 2 月 22 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

（施行期日等）

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（施行期日等）

この要綱は、平成 31 年 3 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（施行期日等）

この要綱は、令和元年 7 月 2 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（施行期日等）

この要綱は、令和 2 年 5 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（施行期日等）

この要綱は、令和 3 年 3 月 18 日から施行し、令和 3 年 2 月 2 日から適用する。

（施行期日等）

この要綱は、令和 3 年 5 月 10 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別記（第2条関係）

1 補助事業の内容

大阪府認定こども園施設整備費補助金は、次により実施する施設整備支援事業とする。

- ①認定こども園整備（内容については、別紙1のとおり）
- ②幼稚園耐震化整備（内容については、別紙2のとおり）
- ③防犯対策整備（内容については、別紙3のとおり）

2 補助事業者

- ①認定こども園整備 市町村
- ②幼稚園耐震化整備 学校法人又は社会福祉法人
- ③防犯対策整備 市町村

3 補助金額の算定方法

(1) 認定こども園整備及び防犯対策整備に係る補助金額は、市町村が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、補助対象経費の4分の1以内で補助を行うとき、これに対して補助対象経費の2分の1以内を補助金として交付する。なお、市町村が補助対象経費の4分の1以上で補助を行う場合も同様とする。

(2) 幼稚園耐震化整備に係る補助金額は、補助対象経費の2分の1以内を補助金として交付する。

(3) 補助事業に対する補助金額は、次の(a)により算出した額の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 補助対象事業について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準）、別表2（補助基準額表）で定める基準により算出した額

(b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準表）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

4 補助対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

別紙1

認定こども園整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼保連携型認定こども園、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人又は社会福祉法人

3 補助基準額・負担割合等

(1) 補助基準額

別表1（算定基準）、別表2（補助基準額表）で定める基準により算出

(2) 負担割合

府（国）1／2、市町村1／4、事業者1／4

(3) 補助対象整備（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 補助対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用。
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を補助金を交付する場合の条件とする。

① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること（ただし、新設の場合を除く）。

② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けること。

ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助金を返還すること。

③ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の施設整備についても交付対象とすること。
ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助金を返還すること。

④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の認定こども園が機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象とすること。

⑤ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所等整備交付金により整備を行うこと。

(3) 財産処分について

① この補助金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、事前に相談すること。

- ② この補助金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、事前に相談すること。

別紙2

幼稚園耐震化整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園（移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分）
- ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。）又は社会福祉法人

3 補助基準額・負担割合等

(1) 補助基準額

別表1（算定基準）、別表2（補助基準額表）で定める基準により算出

(2) 負担割合

府（国）1／2、事業者1／2

(3) 交付対象整備（整備区分）

増改築、改築、大規模修繕等（幼保連携型認定こども園の整備に限る。）

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

（1） 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用。
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

（2） 次に掲げる事項を補助金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、施設整備終了後に認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助金を返還すること。

（3） 財産処分について

この補助金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、事前に相談すること。

防犯対策整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の防犯対策を強化することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう環境整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼稚園型認定こども園における防犯対策を強化するための整備を実施する。

(2) 整備対象施設

認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人又は社会福祉法人

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）で定める基準により算出

(2) 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 交付対象整備（整備区分）

整備

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ 防犯対策以外を目的とした整備に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を補助金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、幼稚園型認定こども園のいずれかであ

ること。

② 幼稚園についても交付対象とすること。

ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助金を返還すること。

(3) 財産処分について

この補助金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 26 年 3 月 31 日 25 文科初第 1443 号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、事前に相談すること。

別表1 算定基準

(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
認定こども園整備	本体工事費	別表2に掲げる1施設当たりの補助基準額を基準とする。 交付要綱別表3の2で対象としている整備を行う場合は、特殊附帯工事の基準額を加算することができる。 対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たりの補助基準額を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
認定こども園整備	本体工事費	大規模修繕等(耐震化等整備事業を含む。)その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に教育長が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者の見積り	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)
	仮施設整備工事費	大規模修繕等(耐震化等整備事業を含む。)については、教育長が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
幼稚園耐震化整備	本体工事費	別表2に掲げる1施設当たりの補助基準額を基準とする。 交付要綱別表3の2で対象としている整備を行う場合は、特殊附帯工事の基準額を加算することができる。 対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費。(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用(交付申請年度の前年度分まで含む。)、耐震診断費に要した費用(交付申請年度の前々年度分まで含む。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たりの補助基準額を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
幼稚園耐震化整備	本体工事費	大規模修繕等(耐震化等整備事業に限る。)その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に教育長が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者の見積り	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用(交付申請年度の前年度分まで含む。)、耐震診断に要した費用(交付申請年度の前々年度分まで含む。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)
	仮施設整備工事費	大規模修繕等(耐震化等整備事業を含む。)については、教育長が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(防犯対策整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
防犯対策整備	本体工事費	防犯対策の整備に係る工事費については、次の取扱いとする。 ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額を基準とする。 (1)公的機関(市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。 イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない方の価格を基準とする。 (1)公的機関(市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。	防犯対策に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙3の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表2 補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、申請年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

(1) 認定こども園整備

○ 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○ 幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

< 本体工事費 >

(単位: 千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用市町村	都市部	左記適用市町
定員20名以下	54,400	河内長野市、 豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	59,900	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員21～30名	57,100		62,900	
定員31～40名	66,300		73,100	
定員41～70名	75,800		83,400	
定員71～100名	98,500		108,300	
定員101～130名	118,400		130,200	
定員131～160名	137,100		150,700	
定員161～190名	155,700		171,300	
定員191～220名	173,000		190,400	
定員221～250名	191,700		211,000	
定員251名以上	213,100		234,300	
特殊附属工事	8,190			
設計料加算	本体工事費及び特殊附属工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附属工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1、特殊附属工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合

整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園施設整備補助金の基準額とすること。

2、特殊附属工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合

「屋外教育環境整備」は認定こども園施設整備交付金における対象事業であるため、基準額については認定こども園施設整備補助金に計上すること。

3、特殊附属工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額を按分を行うこと。

①「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附属工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。

②整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附属工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。

③「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附属工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園施設整備補助金の基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,091	1,200	1,944	2,139
定員21～30名	1,237	1,362	2,374	2,611
定員31～40名	1,650	1,815	2,877	3,164
定員41～70名	2,076	2,286	3,996	4,396
定員71～100名	2,930	3,222	5,995	6,595
定員101～130名	3,517	3,869	7,195	7,915
定員131～160名	4,396	4,836	8,995	9,895
定員161～190名	5,275	5,804	9,834	10,818
定員191～220名	6,155	6,771	11,473	12,621
定員221～250名	7,035	7,739	13,113	14,424
定員251名以上	7,915	8,706	14,752	16,227

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

＜本体工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	38,000
定員21～30名	39,900
定員31～40名	46,500
定員41～70名	53,000
定員71～100名	68,800
定員101～130名	82,900
定員131～160名	95,900
定員161～190名	109,000
定員191～220名	121,100
定員221～250名	134,100
定員251名以上	149,100

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定にかかる定員)に該当する基準額とすること。

＜解体撤去工事費、仮施設整備工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	762	1,361
定員21～30名	866	1,661
定員31～40名	1,155	2,014
定員41～70名	1,454	2,796
定員71～100名	2,049	4,198
定員101～130名	2,459	5,036
定員131～160名	3,077	6,295
定員161～190名	3,693	6,882
定員191～220名	4,309	8,031
定員221～250名	4,924	9,178
定員251名以上	5,541	10,326

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定にかかる定員)に該当する基準額とすること。

(2) 幼稚園耐震化促進事業

<本体工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用市町村	都市部	左記適用市町
定員20名以下	54,400	河内長野市、 豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	59,900	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員21～30名	57,100		62,900	
定員31～40名	66,300		73,100	
定員41～70名	75,800		83,400	
定員71～100名	98,500		108,300	
定員101～130名	118,400		130,200	
定員131～160名	137,100		150,700	
定員161～190名	155,700		171,300	
定員191～220名	173,000		190,400	
定員221～250名	191,700		211,000	
定員251名以上	213,100		234,300	
特殊 附帯 工事	8,190			
設計料加算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,091	1,200	1,944	2,139
定員21～30名	1,237	1,362	2,374	2,611
定員31～40名	1,650	1,815	2,877	3,164
定員41～70名	2,076	2,286	3,996	4,396
定員71～100名	2,930	3,222	5,995	6,595
定員101～130名	3,517	3,869	7,195	7,915
定員131～160名	4,396	4,836	8,995	9,895
定員161～190名	5,275	5,804	9,834	10,818
定員191～220名	6,155	6,771	11,473	12,621
定員221～250名	7,035	7,739	13,113	14,424
定員251名以上	7,915	8,706	14,752	16,227

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

別表3 大規模修繕等の取扱いについて

1 大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1)施設の一部改修	ア 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 イ 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修工事、手洗い場の設置・改修(1園当たり300万円以上の事業を対象とする。)
(2)施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3)施設の冷暖房設備の設置	分散保育のために空き教室等を活用する際に、熱中症対策等を目的として必要となった施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事(1園当たり300万円以上の事業を対象とする。)
(4)施設の模様替	狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
(5)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事(1園当たり30万円以上の事業を対象とする。)
(6)消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7)特殊付帯工事	既存施設について、建物に固定して一体的に整備する工事(対象となる事業については、2「特殊付帯工事対象事業」による)
(8)土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9)耐震化等整備事業	地震防災対策上必要な補強改修工事であって、既存施設について私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成11年4月1日文部大臣裁定)別表1第3項及び別表2に準じて整備される工事
(10)その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※大規模修繕等は、対象工事費が500万円以上の事業とする(上記に金額の定めがあるものを除く)。

2 特殊付帯工事対象事業

(1)資源有効活用整備

ア 趣旨

認定こども園等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設作りの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、認定こども園等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

(イ) 生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ゴミ処理のための整備

(ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

(エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(2)屋外教育環境整備

ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園

ウ 対象経費

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成11年4月1日文部大臣裁定)別表1第2項及び別表2に準じて整備されるもので、設置工事等を伴うもの。